

【第32回2級（管理業務）実技試験】

（はじめに）

すべての問題文の条件設定において、特に断りのない限り、他に特殊な事情がないものとします。また、各問題の選択枝における条件設定は独立したものと考え、同一問題内における他の選択枝には影響しないものとします。

特に日時の指定のない限り、2018年9月1日現在で施行されている法律等に基づいて解答しなさい。

- 1 自動車メーカーX社の知的財産部の部員甲は、エンジンAと、変速機Bと、ブレーキCとを備える自動車について特許出願Pを行うことを検討している。ここで、甲は、従来技術の調査の結果、エンジンA、変速機B、ブレーキCはいずれも従来にない新規な発明を内在するものとの認識を得た。しかし、今回発売する自動車では、ブレーキCは採用されず従来のブレーキが使用されることとなった。そこで、甲は、特許出願Pの明細書において、エンジンAと、変速機Bとを備える自動車のみについて詳しく説明し、ブレーキCについては出願時の明細書及び図面には記載しなかった。

以上を前提として、問1～問6に答えなさい。

問1

甲は、特許出願Pの特許請求の範囲を次の通り作成することを検討している。

【特許請求の範囲】

【請求項1】 エンジンAと、変速機Bとを備える自動車。

【請求項2】 変速機Bと、ブレーキCとを備える自動車。

この場合、特許請求の範囲の記載及び発明の単一性に関して拒絶理由が通知される可能性が低いと考えられる場合は「○」を、拒絶理由が通知される可能性が高いと考えられる場合は「×」を、解答用紙に記入しなさい。

問2

問1において、拒絶理由が通知される可能性が低い又は拒絶理由が通知される可能性が高いと判断した理由として、最も適切と考えられるものを【理由群I】の中から1つだけ選び、対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

【理由群I】

- ア 特許請求の範囲に記載された発明が、発明の詳細な説明に記載されていないため
- イ 特許請求の範囲に記載された発明が、発明の詳細な説明に記載されておらず、かつ発明の単一性を満たしていないため
- ウ 特許請求の範囲の記載要件及び発明の単一性に関して拒絶理由には該当しないため

【第32回2級（管理業務）実技試験】

問3

甲は、更に検討の結果、特許出願Pの特許請求の範囲を次の通り作成することとした。

【特許請求の範囲】

【請求項1】 エンジンAと、変速機Bとを備える自動車。

【請求項2】 変速機B。

この場合、特許請求の範囲の記載及び発明の単一性に関して拒絶理由が通知される可能性が低いと考えられる場合は「○」を、拒絶理由が通知される可能性が高いと考えられる場合は「×」を、解答用紙に記入しなさい。

問4

問3において、拒絶理由が通知される可能性が低い又は拒絶理由が通知される可能性が高いと判断した理由として、最も適切と考えられるものを【理由群Ⅱ】の中から1つだけ選び、対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

【理由群Ⅱ】

ア 特許請求の範囲において、各請求項毎に特許出願人が特許を受けようとする発明を特定するために必要と認める事項のすべてが記載されていないため

イ 特許請求の範囲に記載された発明が、発明の単一性を満たしていないため

ウ 特許請求の範囲の記載要件及び発明の単一性に関して拒絶理由には該当しないため

問5

X社は、特許出願Pの出願後、ブレーキCを備える自動車を新たに発売することとなった。そこで、他社の権利化を阻止するため明細書にブレーキCを追加する補正を目的とする手続補正書を出願日から1年以内に提出し、あわせて出願審査請求することとした。かかる補正について、拒絶理由が通知される可能性が低いと考えられる場合は「○」を、拒絶理由が通知される可能性が高いと考えられる場合は「×」を、解答用紙に記入しなさい。

問6

問5において、拒絶理由が通知される可能性が低い又は拒絶理由が通知される可能性が高いと判断した理由として、最も適切と考えられるものを【理由群Ⅲ】の中から1つだけ選び、対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

【理由群Ⅲ】

ア 出願当初の明細書に新規事項を追加する補正であり、拒絶理由に該当するため

イ 出願日から1年以内の自発的な補正であり、拒絶理由には該当しないため

ウ 明細書の補正であり、特許請求の範囲の補正ではないので拒絶理由には該当しないため

【第32回2級(管理業務)実技試験】

2 化粧品メーカーX社は、マークMに係る商標について指定商品を「口紅」とする商標権の取得を検討している。X社の知的財産部の部員甲は、商標登録出願をする前に、指定商品を「口紅」とするマークMに係る登録商標について先行商標調査をした。これに関して、甲が発言1～3をしている。なお、「口紅」と「シャンプー」、「化粧品」と「シャンプー」は非類似の商品であるものとし、「口紅」と「ハンドクリーム」は類似する商品であるとする。

発言1 「日本の化粧品メーカーY社は、マークMを付したハンドクリームを販売し、全国的には知られていないものの、石川県全域及び隣接する県を含む地域の主婦の間でよく知られ人気があるようです。しかし、Y社は商標登録出願をしていないので、わが社が先に商標登録出願をすれば、商標登録を受けることができます。」

発言2 「日本の著名な化粧品メーカーW社は、マークMに係る商標について指定商品を『シャンプー』とする商標権を取得し、販売するシャンプーにマークMを付して、全国的にマスコミを通じて宣伝し、著名となっています。しかし、化粧品とシャンプーは非類似の商品なので、わが社が商標登録出願をすれば、たとえW社のマークMが著名であつても商標登録を受けることができます。」

発言3 「米国の化粧品メーカーV社は、中国において、マークMに係る商標について指定商品を『口紅』とする商標権を取得していますが、これまで1度も使用していないことがわかりました。わが社が先に商標登録出願をすれば、商標登録を受けることができます。」

以上を前提として、問7～問12に答えなさい。

問7

発言1について、適切と考えられる場合は「○」を、不適切と考えられる場合は「×」を、解答用紙に記入しなさい。

問8

問7において、適切又は不適切であると判断した理由として、最も適切と考えられるものを【理由群Ⅳ】の中から1つだけ選び、対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

問9

発言2について、適切と考えられる場合は「○」を、不適切と考えられる場合は「×」を、解答用紙に記入しなさい。

問10

問9において、適切又は不適切であると判断した理由として、最も適切と考えられるものを【理由群Ⅳ】の中から1つだけ選び、対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

【第32回2級(管理業務)実技試験】

問11

発言3について、適切と考えられる場合は「○」を、不適切と考えられる場合は「×」を、解答用紙に記入しなさい。

問12

問11において、適切又は不適切であると判断した理由として、最も適切と考えられるものを【理由群Ⅳ】の中から1つだけ選び、対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

【理由群Ⅳ】 ※同じものを用いてはならない

- ア 他人の業務に係る商品等を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標であって、その商品等又はこれらに類似する商品等について使用するもの（商標法第4条第1項第10号）に該当することを理由に拒絶されるため
- イ 他人の業務に係る商品等と混同を生じるおそれがある商標（商標法第4条第1項第15号）に該当することを理由に拒絶されるため
- ウ 他人の業務に係る商品等を表示するものとして国内外において需要者の間に広く認識されている商標と同一の商標を不正の目的をもって使用するもの（商標法第4条第1項第19号）に該当することを理由に拒絶されるため
- エ 拒絶理由には該当しないため

【第32回2級（管理業務）実技試験】

③ 出版社X社の法務部の甲は、コンテンツA～Cの利用方法について、発言1～3をしている。

発言1 「コンテンツAは、料理研究家の乙が日本各地の郷土料理を自ら撮影した写真の中から、丙が特に気に入った写真を選んで集めて作成した雑誌です。コンテンツAをコピーするにあたっては、個々の写真を撮影した乙の許諾を得れば、丙の許諾を得る必要はありません。」

発言2 「コンテンツBは、5人のパティシエが『和の食材を使った洋菓子』というテーマのもとに開催された座談会でした発言を、録音したものです。コンテンツBをコピーするにあたっては、5人のパティシエ全員の許諾を得る必要があります。」

発言3 「コンテンツCは、丁がまとめた欧州各国のワインの過去5年間の生産量と輸出量のデータと、そのデータを見たソムリエ戊が今後のワイン生産に関して解説したものであるものです。コンテンツCをコピーするにあたっては、戊だけでなく丁の許諾も得る必要があります。」

以上を前提として、問13～問18に答えなさい。

問13

発言1について、適切と考えられる場合は「○」を、不適切と考えられる場合は「×」を、解答用紙に記入しなさい。

問14

問13において、適切又は不適切であると判断した理由として、最も適切と考えられるものを【理由群V】の中から1つだけ選び、対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

問15

発言2について、適切と考えられる場合は「○」を、不適切と考えられる場合は「×」を、解答用紙に記入しなさい。

問16

問15において、適切又は不適切であると判断した理由として、最も適切と考えられるものを【理由群V】の中から1つだけ選び、対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

問17

発言3について、適切と考えられる場合は「○」を、不適切と考えられる場合は「×」を、解答用紙に記入しなさい。

問18

問17において、適切又は不適切であると判断した理由として、最も適切と考えられるものを【理由群V】の中から1つだけ選び、対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

【第32回2級（管理業務）実技試験】

【理由群V】 ※同じものを用いてはならない

- ア 共同著作物にあたるため
- イ 編集著作物にあたるため
- ウ 二次的著作物にあたるため
- エ 著作物にあたらないため

【第32回2級(管理業務)実技試験】

4 問19～問33に答えなさい。

問19

電機メーカーX社の知的財産部の部員甲が、研究者を集めて特許情報調査に関する教育を行っている。ア～エを比較して、甲の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 「特許情報調査では、研究開発を開始する時点で一度しっかりした先行技術調査を行っておくことが必要です。その後も技術の進歩をキャッチアップするためにも、継続的に調査を行う必要があります。」
- イ 「特許情報は技術情報であるとともに他社の権利情報でもあります。研究開発テーマに関する技術開発動向調査もちろん重要ですが、自社の技術を事業化するためには他社の権利を侵害してはならず、そのために、しっかりと自社の技術開発に関連する他社特許の調査を行わなければなりません。」
- ウ 「特許情報は日本の文献だけでなく、米国特許商標庁に出願された米国出願等の外国の文献もあります。但し、当社の技術がわが国で特許を取得できるか否かを調査する際には、外国の特許情報は審査において引用されませんので、特に調査する必要はありません。」
- エ 「特許情報調査においては、他社の特許出願のみならず自社の過去の特許出願のチェックも行うべきです。」

問20

システム開発会社X社は、証券会社Y社と開発契約を締結し、Y社の業務で利用可能な株式売買処理システムに関するプログラムAの開発を請け負っている。ア～エを比較して、最も適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 開発契約に特約がない限り、Y社が請負代金の履行を遅滞した場合であっても、X社は、プログラムAの複製物の引渡しを拒絶することができない。
- イ 開発契約に特約がない限り、著作権の帰属にかかわらず、Y社は、プログラムAの複製物の所有権を取得した後は、プログラムAについて、バックアップのためのコピーをとることができる。
- ウ 開発契約に特約がない限り、プログラムAに関する著作者はX社となるが、著作権はY社に帰属する。
- エ 開発契約に特約がない限り、X社の従業員が発明したプログラムAに関する発明の発明者及び特許を受ける権利の権利者はY社となる。

【第32回2級（管理業務）実技試験】

問21

健康器具メーカーX社は、X社の健康器具と、競合他社であるY社の健康器具とを対比し、X社の健康器具が優れている実験結果を示した広告をテレビで放送した。ア～エを比較して、Y社の知的財産部の部員の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 「X社の広告は、実験結果以外に、健康器具の品質を誤認させるような表示をしています。X社のこの品質を誤認させる広告は不正競争行為に該当します。」
- イ 「X社の健康器具が優れていることを示す実験結果は、虚偽ではありません。そのため、X社の広告は不正競争行為に該当しません。」
- ウ 「X社の広告が不正競争行為に該当する場合は、X社にその広告の放送の差止めを請求することができます。」
- エ 「X社の健康器具が優れていることを示す実験結果を広告に表示すること自体が、不正競争行為に該当します。」

問22

家具の販売会社であるX社は、来年の春に発売予定の椅子の製作をY社に依頼した。Y社は斬新な模様を付した椅子を複数試作し、X社に提案した。Y社がデザインした椅子の模様はそれぞれ類似するものであったが、X社はこの複数のデザインの中から1つを選び、発売する予定である。ア～エを比較して、X社の考えとして、最も適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 複数の椅子について、関連意匠による意匠登録出願をする場合には、各意匠登録出願を同日に出願しなくともよい。
- イ 椅子の製作をY社に委託したのはX社であり、当然にX社が意匠登録を受ける権利を有するので、X社は単独で意匠登録出願をして意匠登録を受けることができる。
- ウ 発売予定の椅子についてできるだけ早期に意匠登録出願をして、出願と同時に出願審査請求をすべきである。
- エ 多数の色を複雑に組み合わせた椅子の模様は斬新であり、この模様のみについて意匠登録出願をして意匠登録を受けることができる。

【第32回2級(管理業務)実技試験】

問23

傘メーカーX社は、軽くて折れにくい骨Aを備える傘に係る特許権Pを有している。一方、傘メーカーY社は、骨Aと同じ骨BをX社に無断で製造販売している。X社は、Y社に対して特許権侵害の警告を行うか否かを検討している。ア～エを比較して、X社の知的財産部の部員の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 「骨Bは、特許権Pに係る傘にのみ用いることができる骨である場合、Y社の実施行為は、特許権Pの間接侵害に該当する。」
- イ 「特許権Pは傘に関するものであるが、Y社は骨Bを製造販売しているだけで、特許権Pに係る特許発明のすべてを実施しているわけではない。よって、Y社の実施行為は、特許権Pの侵害となることはない。」
- ウ 「骨Bは、特許権Pに係る特許発明の課題の解決に不可欠なものであったとしても、骨Bが日本国内で広く一般に流通している場合、Y社の実施行為は特許権Pの間接侵害に該当しない。」
- エ 「W社がわが社と同じような傘に関する発明について、特許権Pに係る特許出願をする前に展示会で発表していたとの情報がある。念のため、Y社に警告する前にW社の発表の内容を確認しよう。」

問24

化学素材メーカーX社は、新規な素材Aを開発した。当初、素材Aは、衣服に用いることを想定していたが、競合品と比較して販売価格が大幅に高くなることが判明したため、他の用途開発を行うことになった。そこで、素材Aを使用してもらえそうなユーザー数社を訪問し、素材Aの物性、特徴を説明して回り、共同研究の方向性を探ることとした。ア～エを比較して、X社の知的財産部の部員の発言として、最も適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 「特許出願すると、内容が公知となり、共同研究先を探すことが困難になりますので、共同研究先が決まるまで特許出願をしないことが望ましいです。」
- イ 「素材Aに関して特許出願をした上で、他社との共同研究の方向性を探るべきです。」
- ウ 「共同研究についていろいろな会社に関心をもってもらうために、素材Aの成分や製造方法等技術の詳細を記載した文章をわが社のウェブサイトに掲載した上で、新規性喪失の例外規定の適用を受けた特許出願をしましょう。」
- エ 「他社とアイデアを交換し議論を重ね共同研究の方向性がみえた時点で、すぐにその研究内容をカバーできるように素材Aについて単独で特許出願することが望ましいです。」

【第32回2級(管理業務)実技試験】

問25

ベンチャー企業のX社の技術者甲と乙は、バイオ技術に関する職務発明Aを共同で完成し、特許出願をした。ア～エを比較して、甲の行為として、最も不適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。但し、X社には職務発明の取扱について、規程がなかったものとする。

- ア 甲は、乙の承諾を得て、職務発明Aに係る特許を受ける権利をY社に譲渡した。
- イ 甲は、X社の承諾を得ることなく、職務発明Aに係る特許を受ける権利の持分を放棄した。
- ウ 甲は、X社が職務発明Aを無断実施することについて、乙と共同してX社に対して補償金請求権を行使するための警告を行った。
- エ 甲は、単独で職務発明Aに係る特許出願について出願審査請求を行った。

問26

種苗会社X社の研究者甲は、キクの品種改良に成功し、その成果をどのように保護するかについて、知的財産部の部員乙に相談した。ア～エを比較して、甲の相談に対する乙の回答として、最も適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 「品種登録を受けるには、出願時に日本国内で公知の品種から、明確に区別できなければなりませんので調査が必要ですが、海外で公知の品種については特に調査は必要ありません。」
- イ 「品種改良の成果に関して、特許出願又は品種登録出願のいずれもすることができますが、先に品種登録出願をすると、特許出願がその品種登録出願の存在により先願を理由に拒絶されることがあります。」
- ウ 「品種改良の成果に関して、特許出願することはできませんので、品種登録出願についてのみ検討することとします。」
- エ 「品種改良の成果に関して、品種登録を受けた場合であっても、他人がその品種に関する発明について特許を受けた場合、その他人の特許発明の実施に育成者権の効力が及ばないことがあります。」

【第32回2級（管理業務）実技試験】

問27

精密機器メーカーX社は、プリンターAを製造販売している。X社は、プリンターAの構造についての特許権を有している。また、指定商品「プリンター」についての商標Mについて登録を受け、その商標をプリンターAに使用している。最近、Y社がX社に無断で、商品名も構造もプリンターAに類似する製品Bを販売しているとの情報を得た。ア～エを比較して、X社の知的財産部の部長の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 「Y社に警告書を送付する前に、Y社の製品Bの販売価格、販売数量、販売地域、輸出の有無などをY社に聞く必要があるね。」
- イ 「Y社に警告書を送付する前に、Y社の製品Bを購入し、わが社の権利が侵害されているか否かを解析し、念には念を入れて、専門家である弁理士の意見も聞いてみよう。」
- ウ 「Y社に警告書を送付する前に、わが社の特許権や商標権の有効性について調べよう。」
- エ 「Y社は大々的に製品Bについて宣伝販売を行っており、これ以上わが社の被害が拡大しないようにするために、警告書を送付することなくわが社の特許権及び商標権に基づいて裁判所にY社の製品Bの販売の差止めを請求することとしよう。」

問28

ア～エを比較して、自動車メーカーX社におけるリスクマネジメントに関して、最も不適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 新規事業を開始するにあたっては、ライバル会社の特許権だけでなく、係属中の特許出願についても権利化の可能性、自社事業への影響などについて、十分な調査と検討を行うべきである。
- イ X社がY社の特許権を侵害している可能性があることが判明した場合、Y社に対してライセンス交渉の申入れを行う前に、Y社がX社の特許権を侵害していないかについて、十分な調査と検討を行うべきである。
- ウ X社がY社の特許権を侵害している可能性があることが判明した場合、Y社に対して、特許異議の申立てを行うと、X社がその特許権に何らかの関係があることがわかってしまうので、X社とは直接関係のない会社の名義で特許異議の申立てを検討すべきである。
- エ X社がY社の特許権を侵害している可能性があることが判明した場合、Y社に対して、特許無効審判を請求すると、X社がその特許権に何らかの関係があることがわかってしまうので、X社とは直接関係のない会社の名義で特許無効審判を請求するべきである。

【第32回2級（管理業務）実技試験】

問29

甲は、自身が経営するカフェのホームページを開設し、カフェのメニューなどの情報を掲載することを検討している。ア～エを比較して、問題（トラブル）が発生する可能性が低い甲の行為として、最も適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 女性誌に自分のカフェが紹介されたので、この女性誌の記事をホームページに掲載すること
- イ カフェの近所に住む女優が来店した際に甲と一緒に撮影した写真を、ホームページに、カフェの宣伝になるように掲載すること
- ウ 甲が作った料理を友人が撮影し、その写真をホームページに掲載すること
- エ カフェの周辺情報として、近くの公園に設置されている有名な彫刻家が制作した彫刻を甲が撮影して、その写真をホームページに掲載すること

問30

ア～エを比較して、物品のデザインに関して、最も適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 帽子について1つのデザインコンセプトから生まれた複数のデザインについては、組物の意匠登録出願として、意匠登録が認められる。
- イ 花瓶についての意匠権の効力は、登録意匠及びこれに類似する意匠の実施に加え、非類似の意匠の実施にも及ぶ。
- ウ 置き時計の液晶表示部分について部分意匠の登録がされている場合、置き時計全体の形態が異なっても、液晶表示部分の意匠が同一又は類似であれば、当該置き時計の意匠の実施に意匠権の効力が及ぶ。
- エ 表情が変化する人形のような、物品の形状等がその物品の機能に基づいて変化する意匠について意匠登録を受けるためには、変化の形態毎に意匠登録出願をする必要がある。

【第32回2級(管理業務)実技試験】

問31

自動車メーカーX社の知的財産部の部員甲が、部内会議において、知的財産に関する情報を活用して事業の見通しを示す業務であるIPランドスケープについて発言している。ア～エを比較して、甲の発言として、最も不適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 「IPランドスケープは、経営戦略や事業戦略の策定に用いるために行うものです。」
- イ 「IPランドスケープは、例えばある特定の事業を成功させるためにアライアンスやM&Aが必要な場合に候補先企業を分析して経営陣に提案するような場合に有効です。」
- ウ 「IPランドスケープは、経営戦略の検討の有無を問わず、特許データベースを用いて分析した特許データを視覚化した特許マップを作成することを目的とするものです。」
- エ 「他社の特許に抵触しないための調査だけを行うことは、IPランドスケープとして十分とはいえません。」

問32

文房具メーカーX社は、万年筆AとボールペンBの新しいデザインDを創作した。X社は、万年筆AとボールペンBとを独占的に製造販売したいので、これらのデザインDについてX社の知的財産部の部員甲が、意匠権の取得を検討している。なお、「万年筆」と「ボールペン」は類似する物品である。ア～エを比較して、甲の考えとして、最も不適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 万年筆AとボールペンBに施されたデザインDは特徴的なマークであるが、意匠に係る物品が異なるので、関連意匠として登録を受けることはできない。
- イ ボールペンBについて、意匠登録出願の出願時に秘密請求をしなかった場合であっても、秘密意匠の適用を受けることができる場合がある。
- ウ ボールペンBについて、意匠登録をすべき旨の査定が送達された場合に、意匠権の設定登録時に納付する登録料は第1年分のみで足りる。
- エ X社が万年筆Aについて意匠登録出願をした後に、Y社が万年筆Aと同一のデザインの万年筆Cの販売を開始した場合に、当該意匠登録出願が登録されるまで、X社は、Y社の万年筆Cの販売に関して、意匠法上何ら保護を受けることはできない。

【第32回2級（管理業務）実技試験】

問33

日本の自動車メーカーX社は、国内外で自社製品の模倣品を排除するために、その方策を社内で検討している。ア～エを比較して、模倣品排除の手段に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。対応する記号を解答用紙に記入しなさい。

- ア 日本で産業財産権のいずれかについて権利を取得していなくても、形態を模倣した製品については、不正競争防止法によりその製品の輸入を排除することができる場合がある。
- イ 自社の商標と類似する商標が使用される場合を考慮して、自社の商標について商標権を取得する。
- ウ 自社製品について日本で産業財産権を取得していても、模倣品の生産国においても産業財産権を取得することが望ましい。
- エ 自社製品について意匠権を取得した場合、その意匠権に係る製品に「X株式会社®」の表記をする。

【第32回2級（管理業務）実技試験】

5 問34に答えなさい。

問34

電機メーカーX社の技術者甲がした掃除機に関する発明について、2018年3月15日に特許出願し、2018年4月5日に出願審査請求するとともに早期公開請求をしたところ、2018年6月20日に出願公開がなされ、2019年1月10日に特許査定が送達され、2019年2月25日に特許権の設定登録がなされた。この特許権の存続期間の満了の日が属するのは、西暦何年何月になるか求めて、算用数字で解答用紙に記入しなさい。

【第32回2級(管理業務)実技試験】

6 次の会話は、薬品メーカーX社の知的財産部の部員甲と研究者乙の会話である。問35～問37に答えなさい。

甲 「知的財産権の問題は 1 でも取り扱われており、新興国Y国は 1 に加盟しています。」

乙 「 1 ではどのような規定が設けられているのでしょうか。」

甲 「具体的には 2 によってその内容が規定されています。この 2 では、特許権だけでなく著作権や商標権などの知的財産権を包括的に保護することを目的としています。」

乙 「Y国では自国の言語により特許出願することとされており、わが国にした特許出願を翻訳する時間が必要です。このような場合に使える制度はありませんか。」

甲 「そのような場合、 2 の加盟国においてはパリ条約の 3 を利用することができます。」

問35

空欄 1 に入る最も適切な語句を【語群VI】の中から選び、解答用紙に記入しなさい。

問36

空欄 2 に入る最も適切な語句を【語群VI】の中から選び、解答用紙に記入しなさい。

問37

空欄 3 に入る最も適切な語句を【語群VI】の中から選び、解答用紙に記入しなさい。

【語群VI】

UNESCO TRIPS協定 優先権制度
マドリード協定 WTO 外国語書面出願制度

【第32回2級(管理業務)実技試験】

7 映画製作会社であるX社は、小説家の甲が執筆した小説を原作とした映画の製作を企画している。これに関してX社の法務部の乙と丙が会話をしている。問38～問40に答えなさい。

乙 「X社の社員だけで映画を製作した場合、この映画に関する著作権は誰が有することになりますか。」

丙 「1 名義で公表する場合は、X社が著作者人格権及び著作権を有するのが原則です。」

乙 「では、X社が映画製作者となり、社外の映画監督丁に映画の製作を依頼した場合はどうでしょうか。」

丙 「2 することをX社に約束している場合は、X社が著作権を有し、丁が著作者人格権を有することになります。」

乙 「映画のタイトルは小説の題号とは異なるものになる予定です。甲は小説について同一性保持権を有するので、タイトルを変更する場合にも、甲の同一性保持権は及びますか。」

丙 「著作権法上、甲の同一性保持権は3 。」

問38

空欄1 に入る最も適切な語句を【語群Ⅶ】の中から選び、解答用紙に記入しなさい。

問39

空欄2 に入る最も適切な語句を【語群Ⅶ】の中から選び、解答用紙に記入しなさい。

問40

空欄3 に入る最も適切な語句を【語群Ⅶ】の中から選び、解答用紙に記入しなさい。

【語群Ⅶ】

X社及びX社の社員 X社 及びます 及びません
 丁が映画の製作に参加 丁の著作権をX社に譲渡

—————問題は以上です。

【第32回知的財産管理技能検定】

【2級実技】

番号 正解

問1 ×

問2 ア

問3 ○

問4 ウ

問5 ×

問6 ア

問7 ×

問8 ア

問9 ×

問10 イ

問11 ○

問12 エ

問13 ×

問14 イ

問15 ○

問16 ア

問17 ×

問18 エ

問19 ウ

問20 イ

問21 エ

問22 ア

問23 イ

問24 イ

問25 ウ

問26 エ

問27 ア

問28 エ

問29 エ

問30 ウ

問31 ウ

問32 ア

問33 エ

問34 (西暦)2038(年)3(月)

問35 WTO

問36 TRIPS協定

問37 優先権制度

問38 X社

問39 丁が映画の製作に参加

問40 及びません